

# 個別の需要家の需要抑制等について

2022年 7月11日

資源エネルギー庁

## 論点3：自主的な節ガスの取組だけでは需給ひっ迫が解消されない場合の需要対策等

- 自主的な節ガスの取組だけでは需給ひっ迫が解消されない場合には、更なる需要対策を講じることとなるため、以下の事項について検討する。
  - (1) 更に一定程度の節ガスの取組を要請する場合のあり方
  - (2) 個別需要家に需要抑制を求める場合のあり方
  - (3) 自主的な取組以上の需要抑制を求めることが難しい需要家の類型
  - (4) ガス小売事業者の需給ひっ迫時の準備・代替手段の活用
  - (5) 都市ガス供給ひっ迫を想定した産業需要家の事業継続計画の準備
  - (6) 国の関与のあり方

## 論点3（1）：更に一定程度の節ガスの取組を要請する場合のあり方

- 供給エリア内の都市ガス需要家に対し、更に**一定程度の節ガス**の取組を要請する場合、家庭、商業、工業の各需要家は、どの程度の追加的なガス使用量の削減が期待できるか。例えば家庭の都市ガス利用は主に給湯器、ガスコンロ、暖房機器といった機器に限定されており、多様な製品がある電気とは事情が異なるが、電気のような数値目標を示した要請は、都市ガスにおいても可能か。
- 一定程度の節ガスの取組を需要家に求める場合に、**取組の効果が高まるような需要家への情報提供**としてどのようなものが考えられるか。

## 論点3（2）：個別需要家に需要抑制を求める場合のあり方①

- ガス小売事業者が、**個別の需要家に、自主的な節ガスの取組を超えた需要抑制を求める場合には、当該需要家と個別に対応を調整する。**
- その際、ガス小売事業者の準備時間と人員の制約、需要抑制の効果を考慮すると、**自主的な節ガスの取組を超えた需要抑制を求める個別の需要家としては、都市ガス使用量の多い大口の需要家を対象とすることが適当ではないか。**
- また、大口の需要家のうち、特に**都市ガス以外の代替エネルギーの利用手段を有する需要家との調整を優先**することが考えられるのではないか。
- ガスの小売事業者の交渉の実効性を高める観点で、**国の支援・補完的な役割**としてどのような対応が考えられるか。
- 大口の需要家との契約には、**需要調整に係る適用条件が規定されている場合があるが、小売事業者は、今後に向けて、需給ひっ迫時に個別の需要抑制の調整がより円滑に実施できるような規定振り**を検討してはどうか。

# 【参考】需要種別の都市ガス販売量と契約件数（令和4年3月時点）

- 総契約件数に占める割合が0.1%の工業用の都市ガス需要は、販売量では全体の52.7%を占める。一契約当たりの月当たりの平均販売量は、家庭用約45m<sup>3</sup>、商業用約340m<sup>3</sup>、工業用約5万2千m<sup>3</sup>。（2022年3月分実績）

【表8】ガス小売事業者の契約件数（需要種・エリア別）（令和4年3月）

地域	需要別の契約件数の割合				地域計
	家庭用	商業用	工業用	その他用	
北海道	93.8%	4.8%	0.1%	1.2%	100.0%
東北	93.6%	4.9%	0.1%	1.4%	100.0%
関東	95.8%	3.3%	0.1%	0.8%	100.0%
中部・北陸	96.4%	2.5%	0.2%	1.0%	100.0%
近畿	95.7%	3.4%	0.2%	0.7%	100.0%
中国・四国	94.7%	4.0%	0.1%	1.2%	100.0%
九州・沖縄	95.1%	3.7%	0.1%	1.1%	100.0%
その他	0.0%	2.0%	98.0%	0.0%	100.0%
全国計	95.6%	3.4%	0.1%	0.8%	100.0%

【表2】ガス小売事業者のガス販売量（需要種・エリア別）（令和4年3月）

地域	需要種別の販売量の割合				地域計
	家庭用	商業用	工業用	その他用	
北海道	39.7%	24.3%	16.4%	19.6%	100.0%
東北	20.2%	7.4%	61.6%	10.8%	100.0%
関東	32.2%	9.1%	51.5%	7.3%	100.0%
中部・北陸	25.8%	5.7%	61.4%	7.1%	100.0%
近畿	35.4%	7.8%	49.4%	7.4%	100.0%
中国・四国	22.4%	6.5%	61.2%	9.9%	100.0%
九州・沖縄	32.9%	9.6%	45.1%	12.3%	100.0%
その他	0.0%	0.1%	99.9%	0.0%	100.0%
全国計	31.0%	8.5%	52.7%	7.8%	100.0%

地域	総契約件数(件)				総販売量(千m <sup>3</sup> :標準熱量45MJ換算)				一契約当たりの販売量(千m <sup>3</sup> :標準熱量45MJ換算/件)			
	家庭用	商業用	工業用	その他用	家庭用	商業用	工業用	その他用	家庭用	商業用	工業用	その他用
北海道	706,518	36,423	886	9,220	40,198	24,583	16,593	19,885	0.057	0.675	18.728	2.157
東北	665,924	34,806	487	10,084	24,125	8,827	73,492	12,919	0.036	0.254	150.907	1.281
関東	13,783,699	480,563	18,997	111,697	629,735	177,488	1,006,354	141,778	0.046	0.369	52.974	1.269
中部・北陸	2,507,304	65,705	4,047	24,736	114,945	25,548	273,440	31,661	0.046	0.389	67.566	1.280
近畿	6,477,188	232,638	12,538	45,591	305,940	67,239	427,126	64,101	0.047	0.289	34.067	1.406
中国・四国	944,709	39,782	810	11,759	30,948	8,952	84,578	13,748	0.033	0.225	104.417	1.169
九州・沖縄	1,440,709	55,959	1,294	16,881	43,659	12,774	59,893	16,391	0.030	0.228	46.285	0.971
その他	0	1	48	0	0	117	80,381	0		116.822	1,674.614	
全国計	26,526,051	945,877	39,107	229,968	1,189,549	325,529	2,021,858	300,483	0.045	0.344	51.701	1.307

（出典）「ガス取引の状況（令和4年3月分）電力・ガス取引監視等委員会」を元に資源エネルギー庁において作成。

# 【参考】平成19年の自由化範囲の拡大の検討資料

総合資源エネルギー調査会 都市熱エネルギー一部会 報告書(抜粋)  
 ～年間契約ガス使用量 10 万 m<sup>3</sup> 以上の需要家までの 自由化範囲拡大等について～

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー一部会 (第6回)  
 (2006年5月22日) 資料3

## (1) 平成 19 年の自由化拡大範囲の需要家数と業務形態について

自由化範囲が年間契約ガス使用量 50 万 m<sup>3</sup> 以上から 10 万 m<sup>3</sup> 以上に拡大されると、その対象となる需要家数は、これまでの約3千件から約1万件へと3倍以上に増加する。

現行の大口需要家については工業用が過半を占めるのに対し、拡大範囲の需要家(10万～50万m<sup>3</sup>)では、工業用分野より商業用分野の割合の方が大きくなり、また 医療用及び公用の割合も増加する。

商業用分野について更に細かく見ると、会社・事務所及び大規模商業施設の占める割合が多くなっており、また現行大口需要家ではほとんど見られない卸・小売、料理・飲食、等の事業が含まれるようになる。したがって、拡大範囲の需要家は、現行の大口需要家に比べ、事業形態が多様化するとともに多くの一般公衆が出入りする建物の割合が相対的に増加する傾向にあるものと考えられる。

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー一部会 (第6回)  
 (2006年5月22日) 参考資料2

### (参考) 一般ガス事業者の使用量別需要家層 (需要家戸数上位10社合計)

○自由化範囲の需要家件数は約3.6倍に。

(上位10社で2,837件→10,145件に。)

(平成16年度、46.04655MJ/m<sup>3</sup>ベース)

需要分布 (万 m <sup>3</sup> /年)	件数 (調定件数)			販売量			主な用途	
	供給量	区分毎計 (件)	比率	比率累計	(千 m <sup>3</sup> /年)	比率		比率累計
0～		19,000,778	95.070%	100.000%	6,446,305	27.2%	100.0%	家庭用
0.1～		881,046	4.408%	4.930%	1,427,718	6.0%	72.8%	会社事務所・飲食店等の中小口業務用需要
0.6～		36,397	0.182%	0.522%	288,608	1.2%	66.8%	クリーニング・食品加工・化学等の商工業需要
1～		57,817	0.289%	0.340%	1,583,391	6.7%	65.6%	物販店・外食産業・オフィス空調需要・小規模製造業等
10～	今回の自由化拡大範囲	4,358	0.022%	0.051%	627,896	2.6%	58.9%	ビジネスホテル・温水プール・繊維・機械工業等
20～		2,950	0.015%	0.029%	922,906	3.9%	56.2%	病院・ホテル・大規模空間(大学・体育館)空調需要・食品機械工業等
50～	現時点での自由化範囲	1,131	0.006%	0.014%	816,781	3.4%	52.3%	大規模病院・シティホテル・化学/金属工業等
100～		770	0.004%	0.009%	1,089,243	4.6%	48.9%	大規模商業施設、製造業全般
200～		936	0.005%	0.005%	10,497,610	44.3%	44.3%	大学病院・環境関連施設(ゴミ焼却場、下水処理場等)、大規模工場全般
合計		19,986,183	100.000%		23,700,458	100%		

注1) 平成16年度における一般ガス事業者の販売量全体に占める需要家戸数上位10社のシェアは、86.5%

注2) 需要家戸数上位10社: 東京、大阪、東邦、西部、京葉、静岡、広島、北海道、北陸、仙台市

注3) 卸は除く

((社)日本ガス協会調べ)

## 【参考】ガス供給契約における需要調整に係る規定の例

- 大口供給の契約には、需要調整に係る適用条件が規定されている場合がある。
- ただし、大口供給の契約は、約款によらない相対契約が一般的であるため、その内容は需要家毎、ガス小売事業者毎に異なる場合がある。
- なお、上記とは別に、供給約款には、災害等の不可抗力による場合を念頭に置いた供給制限について規定されている場合がある。

### 大口供給の契約における需要調整に係る規定の例

#### (適用条件)

本約款における適用条件は、次の各号いずれにも適合するものとします。

- 当社または一般ガス導管事業者が不測の需給逼迫等の緊急時において必要と認めた場合には、緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

### 参考：供給約款の規定に基づく供給に関する制限の例

#### 供給又は使用の制限等

当社又は一般ガス導管事業者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限若しくは中止をする場合があります。また、当社又は一般ガス導管事業者は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限若しくは中止する旨をお知らせすることがあります。

- ① 災害等その他の不可抗力による場合

## 論点3（2）：個別需要家に需要抑制を求める場合のあり方②

- 需要家の類型やガス使用量にかかわらず、**使用を制限すべき、特定のガスの用途**として想定すべきものがあるか。

※例えば、電気事業法の使用制限令では、「用途を定めてする使用制限」があり、広告灯、電飾、ネオンサイン、ショウウィンドウ用照明設備又は屋外投光器のうち装飾用、広告用その他これらに類する用途に使用されるものを対象としている。

### 【参考】用途を定めてする使用制限

#### 電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）

（用途を定めてする使用制限）

**第四条** 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間においては、広告灯、電飾、ネオンサイン、ショウウィンドウ用照明設備又は屋外投光器のうち装飾用、広告用その他これらに類する用途に使用されるもので経済産業大臣が指定するものの用に当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

## 論点3（3）：自主的な取組以上の需要抑制を求めることが難しい需要家の類型

- 需要家によっては、自主的な節ガスの取組以上の需要抑制を求めることが難しい者も想定されるところ、どのような種類の需要家がこれに該当するか。
- 電気事業法に基づく使用制限令の適用対象外となる電力需要家の例、石油需給適正化法において石油の供給を優先的に確保することとしている者の例、災害時に速やかに都市ガス供給を再開すべき社会的重要度の高い需要家の考え方の例などを参考に検討することとしてはどうか。

# 【参考】過去の電気の使用制限令における対応

## 【参考】電気使用制限令の概要

第49回電力・ガス基本政策小委員会  
(2022年5月17日) 資料5-1

- 電気事業法第34条の2に基づく命令
- 特定のエリアの契約kWが500kW以上の大口需要家を対象に、地域・期間・時間帯を指定した上で使用最大電力（kW）または電気使用量（kWh）を制限
- 病院や上下水道など、一部の社会インフラの用に供する需要設備等については、除外や緩和規定あり。

### ○前回の発動時（2011年夏季の需給ひっ迫への対応）の経緯と制限の態様

- 5月13日 電力需給緊急対策本部「夏季の電力需給対策」取りまとめ
- 6月1日 電気使用制限規則（平成23年経済産業省令第126号）を公布、施行
- 6月2日 各都道府県説明会を開始
- 6月17日 共同申請スキーム及び制限緩和の申請受付を〆切
- 6月27日 申請結果を需要家へ通知
- 7月1日 電気使用制限を開始
- 9月9日 電気使用制限を終了

### ○政令並びに省令及び告示によって規定されている事項

- ・対象者（契約kWが500kW以上の需要家 / 政令）
- ・対象エリア、対象期間、対象時間帯、除外対象設備、緩和措置対象設備（省令、告示）

## 【参考】電気事業法の使用制限令の適用除外の対象（1974年）

- 1974年に電気事業法に基づく使用制限令が発令された際は、省令第一条において「上下水道の用に供する需要設備その他の通商産業大臣が指定する需要設備」について適用除外とする旨規程し、告示第二条において適用除外とする需要設備を指定。
- 使用制限の対象となる需要設備についても、需要設備の種別に応じて制限を緩和。

### 電気使用制限規則（昭和49年通商産業省令第2号）

#### （使用電力量の制限）

**第一条** 通商産業大臣が指定する地域において一般電気事業者が供給する電気を使用する者であつて、一の需要設備についての契約最大電力（電気を使用する者が一般電気事業者との契約上使用できる最大電力をいう。第四条第一項において同じ。）が五百キロワット以上であるものは、通商産業大臣が電力量の使用を制限する期間として指定する期間においては、当該需要設備については、通商産業大臣が指定する単位期間につき、通商産業大臣が指定する電力量の限度を超えて当該一般電気事業者が供給する電気を使用してはならない。

2 前項の規定は、上下水道の用に供する需要設備その他の通商産業大臣が指定する需要設備については、適用しない。

### 使用電力量の制限及び用途を定めてする使用制限に係る地域、期間等（昭和49年通商産業省告示第6号）

**第二条** 規則第一条第一項の通商産業大臣が電力量の使用を制限する期間として指定する期間は、昭和四十九年一月一日から同月三十一日までとする。

5 規則第一条第二項の通商産業大臣が指定する需要設備は、主として、上水道、下水道、工業用水道、病院、廃棄物処理施設、火葬場、社会福祉施設、学校、学校給食施設、公共職業訓練施設、航空保安、海上保安、鉱山保安、治水施設、かんがい・排水施設、トンネル、公共地下施設、道路消融雪施設、公共工事（所轄通商産業局長等が指定するものに限る。）、気象観測、消防、警察、刑務所、郵便、公衆電気通信、情報処理、ラジオ放送、鉄道、軌道、集合住宅、集団居住施設、中小企業団地（事業協同組合、協同組合連合会又は協業組合の組合員又は所属員が集団化のため移転して形成した団地であつて所轄通商産業局長等が指定するものに限る。）、郵便切手・官報類印刷、日本銀行券・貨幣製造、ガス供給、熱供給、石油鉱業、天然ガス鉱業、石油精製、潤滑油製造、石油基地、石炭鉱業、亜炭鉱業、コークス製造、練炭・豆炭製造、オガライト製造、電源開発工事、ふ化場施設、きのこ種類菌培養施設又は米麦乾燥調製施設の用に供する需要設備とする。

# 【参考】電気事業法の使用制限令の適用除外の対象（2011年）

- 2011年に電気事業法に基づく使用制限令が発令された際は、電気使用制限等規則第一条において「上下水道の用に供する需要設備その他の経済産業大臣が指定する需要設備」について適用除外とする旨規程し、告示において適用除外とする需要設備を指定。
- 使用制限の対象となる需要設備についても、告示において需要設備の種別に応じて制限を緩和。

## 電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）

### （使用電力量の制限）

**第一条** 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等（電気事業法第三十四条第一項に規定する小売電気事業者等をいう。以下同じ。）が供給する電気を使用する者であつて、一の需要設備についての契約電力（電気を使用する者が小売電気事業者等との契約上使用できる最大電力をいう。次条及び第五条において同じ。）の値が五百キロワット以上であるものは、経済産業大臣が使用電力量を制限する期間として指定する期間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力量の限度を超えて当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

**2** 前項の規定は、上下水道の用に供する需要設備その他の経済産業大臣が指定する需要設備については、適用しない。

## 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（平成二十三年経済産業省告示第百二十六号）

**第二条** 規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備は、次のとおりとする。

一 降雨等による水量の増加等により必要な排水又は排気の処理を行う下水道（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道に限る。以下同じ。）、排水機場及びトンネル、渇水時に運転する導水補給施設、救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う医療施設その他の国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備（ただし、国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働しているときに限り、規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備とみなされるものとする。）

二 災害救助法（昭和三十二年法律第百十八号）第二十三条第一項第一号の収容施設として設置される避難所、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）に基づき設定された福島第一原子力発電所に係る計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に所在する需要設備並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき設定された警戒区域に所在する需要設備

## 【参考】計画停電の特例（2012年）

- 2012年6月22日、電力需給に関する検討会合エネルギー・環境会議において、気温の急激な上昇や大型発電機の計画外停止等が重なり、節電努力を行ってもなお需給がひっ迫する場合などを念頭に、万々に備えた「セーフティネットとしての計画停電」の考え方を提示。
- この考え方を踏まえ、各電力会社で具体的な実施方法を策定。

### セーフティネットとしての計画停電について（2012年6月22日）

#### （3）医療機関等に係る特例

①変電所の運用改善等によって、以下の施設について停電による影響をできる限り緩和する。自家用発電機を保有する施設に関しては、できる限り自家用発電機での対応をお願いします。

○医療機関（救命救急センター等の救急医療機関、周産期母子医療センター、災害拠点病院等）

○国の安全保障上極めて重要な施設

○国の主要な機関、道府県庁、道府県警察本部、消防本部等

上記のほか、技術的に可能な範囲で鉄道・航空、金融システム等についても通電。

②特高需要家（大規模な工場、研究機関等）は、技術的に可能な範囲で、大幅なピークカット等を条件に、一定程度の連続操業が可能な形での計画停電等を実施。

③被災地（平成23年台風12号被災地の一部施設等）、防災（原子力発電所周辺30km圏内等）などへの配慮を行う。

## 【参考】石油需給適正化法第3条第1項の規定

(この法律の運用方針)

第三条 政府は、この法律に規定する措置を講ずるに当たっては、一般消費者、中小企業者及び農林漁業者並びに公益事業、通信事業、教育事業、医療事業、社会福祉事業、言論及び出版に関連する事業その他の国民生活の円滑な運営に重大な影響を及ぼす事業及び活動に対して、石油の供給を優先的に確保するよう配慮しなければならない。

# 【参考】ガス事業者間における保安確保のための連携・協力ガイドライン

- 経済産業省策定の「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」においては、大規模災害発生時等において速やかに供給再開が必要となる社会的重要度が高い需要家に関して以下を規定。

## ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン（平成28年7月29日）

### 3.3.6. 復旧実施計画の作成等（需要家復旧支援）

一般ガス導管事業者は、大規模災害発生時において、速やかに供給再開が必要となる**社会的重要度が高い需要家（救急指定病院、福祉施設、避難所等）**に臨時供給を行う等、**優先的にガスの供給再開ができるよう復旧実施計画を作成し**、原則として、それに基づき具体的な臨時供給の作業に当たることとなる。

**ガス小売事業者は、社会的に重要な需要家に対してガス供給を行う場合には、平常時から一般ガス導管事業者はその旨を情報提供しておくことが望ましい。**また、**一般ガス導管事業者は、速やかに供給再開が必要となる社会的重要度が高い需要家に関し、優先順位の考え方を定め、ガス小売事業者とあらかじめ共有しておく必要**がある。以下に、補足事項を示す。

#### 【需要家情報の共有】

社会的重要度の高い需要家の情報については、一般ガス導管事業者が大規模災害発生時に最適な復旧実施計画を立案できるように、平常時から一般ガス導管事業者へ情報提供するとともに、双方で共有する。なお、情報提供する内容、頻度、書式等の詳細については、一般ガス導管事業者とガス小売事業者との協議により定めるものとする。

## 【参考】ドイツのガス緊急計画の概要①

- ガス供給のセーフガード措置に関するEU規則（2017年）に基づき、EU各国は、緊急計画（emergency plan）を作成。計画は4年毎に更新。
- ドイツの緊急計画は、連邦経済・気候保護省が、ガス業界と連邦ネットワーク庁の協力を得て作成。現行の計画は2019年9月策定。計画では、早期警戒、警戒、緊急の3段階の事態分類とそれぞれにおいて講じる対策、保護される需要家（Protected Customers）、危機管理チームの構成等を規定。
- 3月30日、ドイツ政府は第1段階である早期警戒を宣言。第3段階の緊急事態では、政府が市場に介入し、家庭や重要な社会サービス等の「保護される需要家」への供給を可能な限り継続する。

段階	事態の定義	講じる対策
第1段階 Early warning (早期警戒)	“where there is concrete, serious and reliable information that an event which is likely to result in significant deterioration of the gas supply situation may occur and is likely to lead to the alert or the emergency level being triggered; the early warning level may be activated by an early warning mechanism;”	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭や企業への節ガス呼びかけ</li> <li>● 危機管理チーム立ち上げ</li> </ul>
第2段階 Alert (警戒)	“where a disruption of gas supply or exceptionally high gas demand which results in significant deterioration of the gas supply situation occurs but the market is still able to manage that disruption or demand without the need to resort to non-market-based measures;”	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市場ベースの対策</li> </ul>
第3段階 Emergency (緊急)	“where there is exceptionally high gas demand, significant disruption of gas supply or other significant deterioration of the gas supply situation and all relevant market-based measures have been implemented but the gas supply is insufficient to meet the remaining gas demand so that non-market-based measures have to be additionally introduced with a view, in particular, to safeguarding gas supplies to protected customers in accordance with Article 6.”	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市場ベースの対策</li> <li>● 政府による介入</li> </ul>

### 【参考】EU規則第2条(5)

- 「保護される需要家」とは、ガス配給ネットワークに接続されている**家庭用需要家**をいう。
  - 加えて加盟国の決定により、以下を加えることが可能。
  - ただし、(a)及び(b)で言及される企業又はサービスについては、合計で、当該加盟国における年間最終ガス消費量の20%以上を占めないことが条件。
- (a) **中小企業**（ただし、ガス配給ネットワークに接続されていることが条件）
- (b) **重要な社会サービス**（ただし、ガス配給または送電ネットワークに接続されていることが条件）
- (c) 家庭需要家、中小企業又は重要な社会サービスに対し、暖房を供給する地域暖房設備。ただし、その設備がガス以外の燃料に切り替えることができない場合に限る。

# 【参考】：ドイツ連邦ネットワーク庁の緊急時の天然ガス配給方針の概要

## 【JETROビジネス短信】

連邦ネットワーク庁、緊急時の天然ガスの配給方針を発表

デュッセルドルフ発 2022年05月27日

連邦ネットワーク庁は5月17日、緊急時におけるガスの配給に関する方針を発表した。ロシアからの天然ガスの供給停止などにより、「ガスに関する緊急計画」（2022年4月12日記事参照）の最終段階の「緊急（emergency）」が発令された場合の方針や措置をまとめたもの。今後も政治や関係省庁、経済団体、労働組合、市民との対話を通じて継続的に更新する予定。

発表によると、今後数週間以内に「緊急」が発令された場合は、連邦ネットワーク庁が天然ガスの配給先を業種によって区別し配給する。中長期的な対応が必要となる場合、天然ガス配給の優先度は経済的・生態学的・社会的な影響も考慮し判断する予定。

具体的には特に以下の基準が考慮される予定。

- 天然ガス不足による緊急度
- 設備・工場の規模や天然ガスの消費量
- 天然ガス供給削減・製造設備の停止期間、供給網の調整に必要な時間
- 予想される経済的・経営的損害
- 天然ガス供給不足による操業停止後の再稼働にかかる費用や期間
- 社会全体における重要度

なお緊急時の措置としては、まずは天然ガスの国内での生産増、火力発電所や最終消費者における天然ガスの代替、天然ガスのさらなる輸入、システム上重要ではない火力発電所における天然ガスの供給量削減などを挙げた。またその後の措置としては、保護の対象となる配給先を決定した上、保護対象ではない供給先への天然ガスの供給量削減、貯蔵設備からの利用、他国への輸出禁止などが挙げられた。さらに、最終的には保護対象となる配給先や重要とされる火力発電所への天然ガスの配給量削減も考慮されるとした。

連邦ネットワーク庁のクラウス・ミュラー長官は5月17日、「フランクフルター・アルゲマイネ」紙に対し、緊急時において保護の対象となる天然ガスの配給先には、消防隊、病院、警察、学校、保育園、連邦軍のほか、全ての一般家庭が含まれると述べた。また、パン屋やスーパーマーケットなどで、年間150万キロワット時以下の天然ガスを消費する企業も含むと加えた。他方で、プールなどのレジャー施設は保護対象には含まれないと指摘した。なお連邦ネットワーク庁は、天然ガス配給の優先順位については状況に応じて措置を取る必要があるため、個々の消費者や業種に対する確定した順位はないと強調している。

## 【参考】各制度における適用除外/優先供給の類型

- 電気やガスの供給に関する各制度において、優先して供給すべき、又は使用制限を制限する際の適用除外についての適用関係を整理すると以下のとおり。

	使用量による区分	社会的に重要な施設 ※1	家庭用需要家	中小企業
電事法 (使用電力量の制限)	○ 500kW以上を制限	○ 使用制限の適用外	△ 使用量により実質的に 制限の対象外	△ 使用量により実質的に 制限の対象外
計画停電の特例 (停電の影響をできるだけ 緩和する施設)	—	○	—	—
石油需給適正化法 (石油の供給を優先的に 確保する事業)	—	○	○	○
ガス事業者間における保安 の確保のための連携及び 協力に関するガイドライン (速やかに供給再開が必要 となる需要家)	—	○	—	—
ドイツ ガス緊急計画	—※2	○	○	○

※1 施設の内訳は各制度によって異なる

※2 当該加盟国における年間最終ガス消費量の20%を超えないことが条件

## 論点3（4）：ガス小売事業者の需給ひっ迫時の準備・代替手段の活用

- ガス小売事業者の中には、需給ひっ迫時に備えた事業継続の準備している者もあるが、このような先行的なガス小売事業者の取組事例を他の小売事業者にも展開することとしてはどうか。
- 例えば、日本ガス協会では、大規模災害時のガス事業者間の応援体制等を定めた「非常事態における応援要綱」の策定・見直しといった取組を行ってきたところ、新たに、都市ガス需給ひっ迫時のガス小売事業者の事業継続計画策定ガイドライン（仮称）について検討を行ってはどうか。
- ガス小売事業者は、災害時等の都市ガスの供給停止の場合、需要家に対して様々な代替手段の提供等を行ってきたが、都市ガス需給ひっ迫時において活用可能な代替手段の提供についても検討し準備をすることとしてはどうか。

# 【参考】災害等で都市ガス供給が途絶した場合のガス事業者の応急対応の例

- 供給支障や災害時の応急対応として、病院等の重要施設への**臨時供給設備**による**臨時供給**や、**家庭へのカセットコンロ・ボンベの貸し出し**等を実施。

## 東京都新宿区および文京区における都市ガス供給支障 (2021年8月)の対応



### 6. お客さま対応

- 8/22(日)～ 現地にて**広報車**を走らせ、お客さまにガスの供給停止と復旧作業に関するご案内を実施  
詰所を現地に設けて広報担当を派遣し、お客さまからのお問い合わせに対応
- 8/23(月)～ お客さまを個別訪問し、**お詫び巡回を開始**、自治体及び町内会を通じて**掲示板等でお詫び・周知**  
希望者に対して**カセットコンロの貸し出し**(計593台)、宿泊施設を利用した**入浴支援**を実施
- 8/25(水)～ お客さま向けに現地2箇所にて**食糧配布**開始(計5,442食)
- 8/26(木)～ 一部の対応困難な集合住宅(2棟・113戸)を残して供給再開
- 8/27(金)～ 全戸供給再開。お客さま対応窓口の継続

なお、これらのお客さま対応は、供給支障に対するお詫びとともに、都市ガスを利用する機能(調理・入浴等)を代替することを目的に実施



カセットコンロの貸し出し状況



食糧・飲料水の配布状況

第25回ガス安全小委員会(2022年3月11日)資料3-3

## 大阪北部地震(2018年6月)の対応



### 1 1. お客さまへの対応①(臨時供給)

- 病院や特別養護老人施設等の重要施設 計21件へ臨時供給を実施



臨時供給設備  
(プロパン・エア式)

### 1 1. お客さまへの対応②(カセットコンロ・ボンベの配布)



- 供給停止地域のお客さまに、カセットコンロ・ボンベを配布



第18回ガス安全小委員会(2018年11月6日)資料1-1

## 論点3（5）：都市ガス供給ひっ迫を想定した産業需要家の事業継続計画の準備

- 都市ガスの需給ひっ迫のおそれについて、これまで企業は事業継続計画（BCP）の対象として想定していなかったと考えられるが、万が一の事態にも備える観点から、BCPの対象とし、各企業が備えを講じることが重要ではないか。

## 【参考】企業の事業継続計画（BCP）

- 企業の事業継続計画の策定支援を目的として、内閣府は、リスクを限定しない事業継続全般に関するガイドラインとしての「事業継続ガイドラインーあらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応ー」を公表している。
- 都市ガスの需給ひっ迫リスクに特化したBCPガイドラインは存在しないが、段階的かつ長期間にわたり被害が継続するリスク（新型インフルエンザを含む感染症、水不足、電力不足など）に関するBCPガイドラインとしては、厚生労働省が「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を公表。
- なお、ガス事業者は、防災業務計画、国民保護業務計画、新型インフルエンザ等対策業務計画・業務継続計画、コロナ禍における事業継続に向けた業務継続計画等を策定。

## 論点3（6）：国の関与のあり方

- 自主的な節ガスの取組の段階や、自主的な節ガスの取組を超えた需要抑制を特定の需要家に求める段階において、国は、それぞれの段階で、どのような情報提供、要請、事業者の支援等を行うことが考えられるか。
- 自主的な節ガスの取組を超えた需要抑制を特定の需要家に求めるにあたり、その安定的な実施を担保する観点から、何らかの規制的な手段による国の関与についてどのように考えるか。